

参加無料！

定員20名

事前予約制

千葉県マスコットキャラクター  
「チーバン」

# 移住支援金対象法人向け 人材確保セミナー

**「効果的な求人広告(魅力発信)」 & 「採用手法の見直し」で採用力アップ！**

移住支援金対象法人（※詳細は裏面）の登録を受けられている法人や、登録を予定されている法人の経営者および採用担当者を対象に、「人材確保セミナー」を開催いたします。

募集職種を問わず、幅広い人材確保ニーズに対応いたしますので、是非ご参加ください。

## プログラム

### 第1部「採用担当者必見！採用を成功に導く募集と面接のコツ」

売り手市場が続く環境の中、応募者の減少や辞退等、採用活動に悩まれるケースはありませんか？本セミナーでは、様々な採用手法の紹介や、求職者を惹きつけるためのポイント、求人票の書き方のコツ等、採用活動を成功に導くためのノウハウをお伝えします。

**講師：細井 智彦 氏（細井智彦事務所代表）**

リクルートキャリアにて、企業の採用活動をサポートするリクルーティングアドバイザー、個人の転職を支援するキャリアアドバイザーなどを経て、採用側と応募者両方の立場に精通する経験を活かし、企業と応募者の採用活動や面接場面での機会創出に向けた指導啓蒙に取り組む。

面接官向けには、官庁・自治体から、民間企業は大手からベンチャーまで講習研修を多数手がけており、現在340社以上に実施中。机上の理論よりも、豊富な事例に基づいた実践的なアドバイスができるのが強み。特に中途採用で人事以外の部門の面接官を戦力にすることと、辞退低減には定評があり、実施企業の辞退率が半減以下になる事例多数。

著書「使える人材」を見抜く採用面接、転職面接突破法（高橋書店）他多数



### 第2部「千葉県地域しごととNAVIの効果的な活用方法」

デジタルマーケティング戦略企業のディレクターをお呼びし、千葉県へのUIターンを支援する求人サイト「千葉県地域しごととNAVI」（裏面参照）の効果的な活用方法をお伝えします。魅力的な企業PRや求人情報を作成するためのポイントをお伝えします。

**講師：株式会社スペースシップ**

## 日時・会場

### ◆日時

8月2日（金）13：00～16：00  
（12：30受付開始）

### ◆会場

館山商工会議所 2階 会議室1  
（館山市八幡821）

### ◆対象

移住支援金対象法人として登録済、  
または登録を予定している法人の  
経営者や採用担当者等

### ◆定員

20名 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

### ◆MAP

**★お問合せ・申込先★ 地域しごと支援センターちば****※申込書は裏面になります。**

千葉県中央区新町3-13 千葉TNビル3階 千葉県ジョブサポートセンター内

利用時間：平日9:00～17:00/土曜10:00～17:00(※最終受付は16:30) 休館日：毎月第2・第4土曜日、日曜、祝日、年末年始

**TEL：043-245-0171 E-mail：chiba-rs@chiba-jobsupport.net**



# F A X 送 信 先 : 0 4 3 - 2 4 5 - 9 4 2 1

## = 8/2 (金) 移住支援金対象法人向け 人材確保セミナー参加申込書 =

① 貴社名			
② 所在地	〒		
参加者	③ 部署・役職名	⑤ TEL	
	④ 氏名（1社2名様まで参加可能です。）	FAX	
		⑥ E-mail	
⑦ 移住支援金対象法人の登録の有無	いずれかに○を記入ください。 登録済                      ・                      これから登録を受ける予定※ （※移住支援金対象法人の登録要件(ア)～(キ)のすべての項目を満たす法人に限ります。）		

➤ メールでのお申し込みをご希望の方は、  
 件名に「8/2人材確保セミナー申込」、本文に上記①～⑦をご記載の上、  
**chiba-rs@chiba-jobsupport.net宛にメール送信してください。**

(注) 参加申込書の記載情報につきましては、本セミナーの参加者へのご対応のためにご利用させていただきます。  
 なお、当センターが開催するセミナー等のご案内や、アンケートの実施に利用させて頂くことがありますので予めご了承下さい。

### 移住支援金対象法人とは・・・

東京23区から県内の移住支援事業を実施する条件不利地域に移住・就業した方に支給する「移住支援金」の対象就業先として、千葉県から登録※を受けた法人（医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合を含む）。

※以下の定める要件のすべてを満たす法人をいう。

- (ア) 官公庁等※1でないこと。
- (イ) 資本金10億円以上の法人でないこと。
- (ウ) みなし大企業※2でないこと。
- (エ) 本社所在地が東京圏※3以外の地域又は条件不利地域※4にある法人であること。
- (オ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (ク) 地方創生に資する企業※5として市町から推薦のあった企業であること。

※1 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出先している主体を含む。

※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※3 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※4 県内では、11市町（館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町）が該当。

（注）令和元年度、東庄町、長南町は移住支援事業の実施予定はありません。

※5 下記項目a～fのいずれか2つ以上の項目に該当すると法人から申告のあった場合、「地方創生に資する企業」としての要件を満たすものとする。  
 ただし、1年以上、県内条件不利地域内の市町(地元)で事業所を設け、事業を行っている場合には、a～fの複数の項目に該当するとみなし、「地方創生に資する企業」としての要件を満たすものとする。

<項目名>

- a. 地元で販売又は仕入取引を実施している。
- b. 地元住民を雇用(週20時間以上)している。
- c. インターンシップや職場体験を受け入れ、地域の担い手育成に貢献している。
- d. 地元の地域資源を活用した商品の開発や販売を行っている。
- e. 地元への貢献活動（地域おこし活動、消防団活動等）を行っている。
- f. その他（※地方創生に資する取組について具体的に記載）

登録の申請方法等詳細は、千葉県HP  
 （雇用労働課）をご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/index.html>

千葉 雇用労働課

検索

ご登録いただいた法人の求人広告を、  
 「千葉県地域しごとNAVI」に無料で掲載します！

（※9月下旬頃予定）

<https://www.chiba-chiikishigoto.jp/>

千葉 地域しごと

検索

